

議案第104号

沼田市議会傍聴規則の一部を改正する規則について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月12日提出

沼田市議會議長 桑原敏彦様

提出者 議会運営委員会 委員長 中村浩二

賛成者 同 副委員長 茂木清七

同 委員 齋藤智

同 同 星野妙子

同 同 相澤宗利

同 同 小野塚正樹

同 同 大東宣之

同 同 井上弘

沼田市議会傍聴規則の一部を改正する規則

沼田市議会傍聴規則（昭和42年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

第4条中「傍聴人」を「一般席の傍聴人」に、「60人」を「56人」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他やむを得ない事由により前項の定員により難い場合、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第6条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帶びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第6条第5号を削り、同条に次の2項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第7条中「静肅を旨とし、」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 静肅にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第8条の見出しを「（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）」に改め、同条中「若

しくは動画を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条ただし書中「場合」を「者」に改める。

第9条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。